

## 静岡県告示第295号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

令和2年4月3日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

### 2 指定区域

静岡県掛川市大淵11156-1の一部、11156-2の一部、11159-9の一部、11159-12の一部、11160-1の一部、11160-3の一部、11160-4の一部、11160-6の一部、11160-7、11161-6の一部